株式交換に関する事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)



2022年8月29日

株式会社岡三証券グループ

株式交換に関する事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 株式会社岡三証券グループ 取締役社長 新芝 宏之

当社は、2022 年 10 月 14 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、三晃証券株式会社(以下「三晃証券」という。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施いたします。本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

- 1. 株式交換契約の内容(会社法第794条第1項) 別紙1のとおりです。
- 2. 交換対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)
- (1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項
 - ① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	三晃証券 (株式交換完全子会社)			
本株式交換に係る交換比率	1	32.50			
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式: 3,997,500 株 (予定)				

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における三晃証券の株主名簿に記載又は記録された三晃証券の株主(但し、当社を除く。以下「本割当対象普通株主」という。)に対し、三晃証券の普通株式に代わり、その所有する三晃証券の普通株式1株につき、当社の普通株式32.50株の割合をもって、割当て交付いたします。当社の普通株式の交付は株式の新規発行により行う予定です。

また、本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる本割当対象普通株主に対しては、会社法第234条の規定に従い処理いたします。

なお、上記の株式交換比率(以下「本株式交換比率」という。)について、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及び三晃証券は、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及び三晃証券から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、TY コンサルティング株式会社(以下「TYC」という。)を選定いたしました。

TYCは、当社については、当社が、株式会社東京証券取引所プライム市場(以下「東証プライム市場」という。)及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市場(以下「名証プレミア市場」という。)に

上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(諸条件を勘案し、評価基準日である 2022 年 8 月 24 日、評価基準日から遡る1週間、1ヶ月間の終値を出来高で加重平均した値)を採用して 算定を行いました。三晃証券については、三晃証券が非上場会社であり市場株価が存在しないこと及 び当社連結子会社であることに鑑み、比較可能な上場類似会社が存在することから類似会社比較法を採用し、また、類似会社比較法においては、三晃証券は直前事業年度において営業損失を計上しており営業損益に減価償却費を加算した EBITDA もマイナスであることから、簿価純資産倍率法により 算定を行いました。

当社の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の三晃証券の普通株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

	採用手法	-t-t-	`` 	ರವ	
当社	=	作	式交換比	平 一	
市場株価法	類似会社比較法		30.24	~	34.76

③ 算定の経緯

当社及び三晃証券は、第三者算定機関である TYC から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、2. (1)①に記載の本株式交換比率が妥当であり、各社の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて、2022 年 8 月 25 日に開催された当社及び三晃証券の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

④ 算定機関との関係

2. (1)②に記載の第三者算定機関である TYC は、当社及び三晃証券の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(2) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び三晃証券は、本株式交換の交換対価である当社の普通株式が、東証プライム市場及び名証プレミア市場に上場されており、本株式交換後においても、取引機会が確保されていることから、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

(3) 株式交換完全子会社の株主を害さないように留意した事項

当社及び三晃証券は、当社が、既に三晃証券の発行済株式数の 56.15% (小数点以下第 3 位を四捨五入) を所有する親会社であることから、本株式交換の公正性及び三晃証券の株主(但し、当社を除く。) の利益を害なさないように留意いたしました。

株式交換比率算定の前提となる両社の株式価値の評価については、両社から独立した第三者算定機関である TYC による「株式交換比率試算検討報告書」を参考に、三晃証券については、2023 年 3 月期第 1 四半期の財務諸表をもとに、類似会社比較法(簿価純資産倍率法)により算定いたしました。また、当社につきましても、市場株価法(諸条件を勘案し、評価基準日である 2022 年 8 月 24 日、評価基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間の終値を出来高で加重平均した値)により算定し客観性を持たせております。

(4) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定めの相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める額といたします。かかる取扱いについては、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

- 3. 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号) 該当事項はありません。
- 4. 計算書類等に関する事項
 - (1) 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第3号)
 - ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容 別紙2のとおりです。
 - ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。
- (2) 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第4号) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要 な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。
- 5. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務(会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第193条第5号)

本株式交換に際して、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

6. 株式交換契約書等備置開始後、効力発生日までに会社法施行規則第 193 条第 1 号から第 5 号に掲げる事項 に変更が生じたときは、変更後の当該事項(会社法施行規則第 193 条第 6 号)

変更が生じたときは、適宜、本書類に添付保管することといたします。

以上

【別紙 1】 株式交換契約書

【別紙 2】 三晃証券の最終事業年度に係る計算書類等

株式交換契約書

株式会社岡三証券グループ(以下「甲」という。)及び三晃証券株式会社(以下「乙」という。)は、甲と乙の株式交換(以下「本株式交換」という。)に関し、次のとおり株式交換 契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換の形式)

甲及び乙は、本契約に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする 株式交換を行う。

第2条(当事会社の商号及び住所)

株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社(甲)

商号:株式会社岡三証券グループ

住所:東京都中央区日本橋一丁目 17番6号

(2) 株式交換完全子会社(乙)

商号:三晃証券株式会社

住所:東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番2号

第3条(本株式交換に際して交付する株式及びその割り当て)

- 1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(但し、甲を除く。以下「本割当対象普通株主」という。)に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式32.50株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2. 前項の交付の方法としては、甲は、本株式交換に際して、本割当対象普通株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式32.50株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3. 前二項に従い本割当対象普通株主に対して甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条の規定に従い処理する。

第4条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定 に従い甲が別途適当に定める金額とする。



第5条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2022年10月14日とする。但し、本株式交換の手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条(株式交換承認総会)

- 1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
- 2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条(自己株式の消却)

乙は、基準時において保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。)の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時をもって消却する。

第8条 (剰余金の配当の制限)

乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、乙の株主に対していかなる剰余 金の配当も行わない。

第9条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、各々の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条(株式交換費用)

本株式交換に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第11条(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、本株式交換に関して、甲又は乙の取締役又は監査役が善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合その他本契約に従った本株式交換の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明した

場合、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

2. 前項のほか、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、天災地変その他の事由 により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が発生した場合、若しくは隠れた る重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、 本契約を変更又は解除することができる。

第12条(本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかった場合、前条に従い本契約が解除された場合、又は法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第13条(協議事項)

本契約に定めるもののほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の目的及び趣旨に従って、甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の 上、各1通を保有する。

2022年8月25日

(甲) 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 株式会社岡三証券グループ 取締役社長 新芝 宏之

(乙) 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番2号 三晃証券株式会社

取締役社長 古賀 伸一









事 業 報 告

2021年4月 1日から 2022年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

- (1) 当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過およびその成果

当会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大が長期化する中、経済活動の抑制策が維持されたことを受けて個人消費の停滞が続きました。また、供給面においても、部品・部材不足から自動車業界を中心に生産縮小の動きが拡大するなど、景気の先行きが不透明な状況となりました。

一方、海外経済は、ウイズ・コロナの政策の下で一定以上の経済活動を維持し、回復 基調を継続しました。足元では、ウクライナ情勢の悪化により地政学リスクが高まり、 世界経済への影響が懸念される状況となりました。

株式市場は、日経平均株価が 4 月に 29,441 円 91 銭で始まった後、新型コロナ感染症の感染拡大等を受けて、夏場にかけて弱含み、8 月には一時 27,000 円を割り込みました。しかし、9 月に入り、菅首相(当時)が自民党総裁選への不出馬を表明したことで、新政権への政策期待から日経平均株価は上昇し、同月中旬には一旦 30,000 円台を回復しました。その後、岸田新総裁の誕生を機に成長・改革等への期待感が後退し、日経平均株価は年末にかけて 28,000 円台を中心とするボックス相場を継続しました。年明け以降は、米金利上昇やウクライナ情勢の悪化等を受けて下落基調が継続し、3 月初旬には 25,000 円を下回りました。その後は反発に転じたものの、3 月 31 日の終値は 27,821 円 43 銭で取引を終えました。

こうした環境の中、トレーディング部門では、引続き人材の確保、育成に努め、ディーリング力の強化に取組みました。

また、営業部門においては、お客様のニーズに応じた商品提案、充実した投資情報の 提供に努め、地域密着での営業活動を展開しました。

以上の結果、当年度のトレーディング損益は4億30百万円(前年度比60.2%)、受入 手数料は2億54百万円(同82.6%)で、金融収益を加えた営業収益合計は7億20百万円(同68.8%)となりました。

一方、販売費・一般管理費は7億3百万円(前年度比80.8%)で、この結果、経常利益51百万円、当期純利益は31百万円となりました。

コロナ禍における経営体質の強化と今後の業容拡大等に備えるべく、内部留保の充実 のため、期末配当につきましては見送らせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、なにとぞ今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し あげます。

② 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中においては、設備投資及び資金調達に関し記載すべき事項はありません。

③ 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中、人口減少、少子高齢化社会の進展など、一層厳しさを増しております。

このような環境のもと、トレーディング部門においては、リスク管理の強化を図るとともに、ディーリング総合力の向上に努めてまいります。

また、営業部門においては、幅広いお客さまにご支持をいただくために、人材育成、 営業の質的強化を推進することで、既存のお客さまとの取引拡大と新たなお客さまの創 造に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、お客さまへの情報提供を密に行うことで、より一層お客さまの信頼を得られるよう努めてまいります。

お客さまの最善の利益を追求すべく、お客さま一人ひとりのニーズに応じた機動的な商品提案力および投資情報提供力にさらに磨きをかけ、最高の商品・情報、サービスの提供に努めるとともに、お客様に寄り添い、地域に根ざした特色ある証券営業の構築を目指してまいります。

(2) 財産および損益の状況の推移

ロ 八	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期
区 分	(2018. 4. 1	(2019. 4. 1∼	(2020. 4. 1∼	(2021. 4. 1∼
	~	2020. 3. 31)	2021. 3. 31)	2022. 3. 31)
	2019. 3. 31)			
営業 収益 (百万	296	646	1, 048	720
円)				
経常 利益 (百万	△181	31	208	51
円)				
当期純利益(百万	△202	19	192	31
円)				
1 株当たり当期純利益	△723. 26	69. 93	687. 13	111.59
(円)				
総 資 産(百万	8, 201	8, 748	9, 920	9, 727
円)				
純 資 産(百万	5, 657	5, 639	6, 233	6, 087
円)				

- (注) 1. 経常利益、当期純利益及び1株当たり当期純利益の△印は損失を示しております。 2.1 株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
- (3) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)
 - ① 株式についての委託売買業務、自己売買業務および募集・売出しの取扱業務。
 - ② 公社債についての委託売買業務、自己売買業務および募集・売出しの取扱業務。
 - ③ 投資信託受益証券についての募集・売出しの取扱業務。
 - ④ 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引についての委 託業務および自己取引業務。

(4) 事業所の状況 (2022年3月31日現在)

名	称	所 在 地
本	店	東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番2号
トレーディン	グセンター	東京都中央区八丁堀4丁目10番4号
西荻窪	支 店	東京都杉並区西荻北3丁目42番2号

(5) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前年度末比增減	平均年齢	平均勤続年数
24 名	△3名	49.2歳	13.9年

- (注) ①上表には、岡三証券株式会社からの出向社員1名を含んでおります。
 - ②上表のほか、歩合外務員が8名在籍しております。

(6) 借入先の状況 (2022年3月31日現在)

信用取引借入金

借	入 先	借入残高
日本証券	金融株式会社	308百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

780,000 株

② 発行済株式の総数

280,500株(自己株式14,500株を除く。)

③ 株主数

11名

④ 主な株主

株主名	持株料	犬況
株 主 名	持株数	持株比率
岡 三 興 業 株 式 会 社	70,500 株	25. 13%
株式会社岡三証券グループ	62,500 株	22. 28%
岡三アセットマネジメント株式会社	59,500 株	21. 21%
岡 三 証 券 株 式 会 社	24,500 株	8. 73%

⁽注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数 14,500 株を控除して計算 しております。

3. 会社役員の状況

取締役および監査役の状況(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	古賀伸一	
常務取締役	渡邉賢二	内部管理統括責任者
取 締 役	松井良典	営業本部長
取 締 役	前 憲 一	商品部担当
監 査 役	森本敏喜	株式会社岡三証券グループ グループリス
		ク管理部担当 (グループ CRO)
		岡三証券株式会社 理事

- 4. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要 (業務の適正を確保するための体制)
 - (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役の中から内部管理統括責任者を指名してその任に当たらせるとともに、各種業務規程やマニュアルの整備、役職員に対する指導、研修を通じて、法令順守に対する実効性を高めるよう努める。
 - ② 業務運営に関し、上位役職者の指示或いは役職員の行為に、法令違反または社内規程 違反等の疑いがある場合は、内部管理統括責任者に通報するよう指導し、その環境を整備する。
 - ③ 役職員の法令、社内規則違反等に対する処分については公平を期することとし、その 状況に応じて規律審査委員会において協議し、処分を決定する。処分を実施したときは その旨を取締役会に報告する。
 - ④ 内部監査部門である監査部は、定期的に社内監査を実施する。
 - ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んできたが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制の整備に努める。

不当要求等への対応総括部署を監査部とし、グループ会社を含む関係部署および外部 専門機関と連携して組織的に対応する。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 文書取扱規程に従い、文書(電磁的媒体を含む。)の種類ごとに保存期間、保存担当部署 を定めるとともに、取締役および監査役からの求めに応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 損失の危険の管理については、当社が定めるリスク管理規程によることとし、内部管理 統括責任者は、システムリスク、情報漏洩等に関するリスクを最小のものとするよう努め ることとする。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 会社の経営方針に基づき策定した具体的施策の達成および収益の拡大に向けて、各部門 の業務担当取締役は、実施すべき効率的な方法を決定する。
- その達成状況によっては必要な改善策を講じるほか、具体的施策の見直し等を行う。
- (5) 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 岡三証券グループの内部監査担当部署による定期監査を受入れるとともに、同社のグル ープ内部監査担当取締役等と定期的に情報交換を行う。

同社が定期的に主催する全体会議等への出席により、コンプライアンスおよび効率性の 観点から課題を把握する。

(6) 当社の監査役への報告に関する体制

内部管理統括責任者は、監査役に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 行わないものとする。

(7) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の 重要な会議に出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明 を求める。

また、各取締役および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を少なくとも年 1 回以上 設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、岡三証券グループ開催のグループ監査役等会議に出席し、監査に関する情報交換、 勉強会等を通じて監査レベルの向上を図る。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 取締役の職務執行

当事業年度は13回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定および職務執行状況等について報告を行っております。また、取締役の職務執行は、取締役会規程および社内規程等に基づき、権限と責任の明確化を図り、効率的な業務執行を行っております。

(2) 監査役の職務執行

監査役は、監査方針において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、本社および支店の内部監査を実施しております。

(4) 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的 勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

附属明細書 (事業報告関係)

- 1.会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細事業報告 3. に記載の通りです。
- 2. 親会社等との間の取引に関する事項 該当事項はありません。

貸借対照 (2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7, 540, 947	流動負債	2, 976, 437
現金・預金	3, 017, 556	トレーディング商品	1, 375, 435
預 託 金	957, 913	商品有価証券等	1, 375, 435
顧客分別金信託	900,000	約 定 見 返 勘 定	251, 965
その他の預託金	57, 913	信用取引負債	331, 760
トレーディング商品	1,625,595	信用取引借入金	308, 743
商品有価証券等	1, 625, 371	信用取引貸証券受入金	23, 016
デリバティブ取引	224	預 り 金	764, 893
信 用 取 引 資 産	1, 866, 594	受 入 保 証 金	70, 239
信用取引貸付金	435, 222	未 払 金	3, 075
信用取引借証券担保金	1, 431, 372	未 払 費 用	170, 733
前 払 費 用	4, 442	算 与 引 当 金	8, 336
未 収 入 金	20, 054	固定負債	661, 582
未 収 収 益	47, 051	退職給付引当金	59, 719
その他の流動資産	1, 739	役員退職慰労引当金	17, 060
固 定 資 産	2, 186, 588	操 延 税 金 負 債	576, 278
有 形 固 定 資 産	11, 241	資産除去債務	8, 524
建物	8,080	特別法上の準備金	2, 505
器 具 備 品	3, 160	金融商品取引責任準備金	2, 505
投資その他の資産	2, 175, 346	負債合計	3, 640, 526
投資有価証券	2, 107, 441	(純資産の部)	
長期差入保証金	64, 895	株 主 資 本	4, 790, 371
その他	3, 010	上 資 本 金	300, 000
		資本剰余金	336, 201
		資本準備金	336, 201
		利 益 剰 余 金	4, 369, 639
		利益準備金	295, 600
1		その他利益剰余金	4, 074, 039
		別途積立金	2,000,000
		繰越利益剰余金	2, 074, 039
		自己株式	$\triangle 215, 470$
		評価・換算差額等	1, 296, 639
		その他有価証券評価差額金	1, 296, 639
No. of the second		純資産合計	6, 087, 010
資産合計	9, 727, 536	負債・純資産合計	9, 727, 536

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:千円)

		科		目		金	額
営	 業		益				720, 862
	٢	レー	ディ	ン グ 打	員 益	430, 695	, i
	受	入	手	数	料	254, 779	
	金		融	収	益	35, 387	
金	融	費	用				30, 130
	純	営	業	収	益		690, 731
販	売費・	一般智	管理費				703, 446
	取	引	関	係	費	160, 984	
	人		件		費	381, 972	
	不	動	産	関 係	費	53, 294	
	事		務		費	56, 974	
	租		税	公	課	43, 123	
	減	価	償	却	費	2, 161	
	そ		の		他	4, 934	
	営		業	利	益		△ 12,714
営	業	外山	又 益				64, 236
	受	取	西己	当	金	64, 002	
	そ		の		他	233	
営	業	外	費 用				187
	経		常	利	益		51, 334
税	引	前	当 期	純 利	益		51, 334
法	人私	兑 、 信	E 民税	及び事	業 税	16	2, 931
法	人	、税		調整	額		17, 099
当		期	純	利	益		31, 303

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:千円)

						株主資本							
					資本剰余金				利益第	剰余金			
					資	+ A			その他利	益剰余金	刊光到公公	自己株式	株主資本
				- 1	頁	本 金	資本準備金	利益準備金	別途積立金	線 越 利 益			合 計
								<u></u>	加速惧丛金	剰 余 金	合 計		
当	期	首	残	高		300, 000	336, 201	295, 600	2, 000, 000	2, 042, 736	4, 338, 336	△215, 470	4, 759, 067
当	事業年	F度 中	の変重	力額									
	当	胡 純	利	益						31, 303	31, 303		31, 303
	株主	資本以	外の項	頁目									
	の当	事業年	平度 中	コの									
	変動	額 (純 額	i)									
当	事業年	度中の	変動額	合計						31, 303	31, 303		31, 303
当	期	末	残	高		300, 000	336, 201	295, 600	2, 000, 000	2, 074, 039	4, 369, 639	△ 215, 470	4, 790, 371

			評価・換算 差 額 等	
			その他	純資産合計
			有価証券	
			評価差額金	
当	期 首 残	高	1, 474, 343	6, 233, 411
当	事業年度中の変動	額		
	当 期 純 利	益		31, 303
	株主資本以外の項	目		
	の当事業年度中	の	△ 177, 703	△ 177, 703
	変動額(純額)		
当	事業年度中の変動額台	信台	△ 177, 703	△ 146, 400
当	期 末 残	高	1, 296, 639	6, 087, 010

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)」(平成18年 法務省令第13号)並びに同規則第146条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」昭和49年11月14日付日 本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

- 1. トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディングに関する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。
- 2. トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法 その他有価証券
 - (1) 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)を採用しております。
 - (2) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

8年~25年

器具備品

4年~10年

- 4. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当事業年度負担額 を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上 しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付 債務とする方法)により計算しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法の規定に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

委託手数料は、主に株式等の売買注文の取次ぎから生じる手数料であります。売買注文を流通市場に取次ぐ履行義務は約定日等に充足されるため、当該一時点で収益を認識しております。

募集・売出しの取扱手数料は、有価証券等の募集若しくは売出しの取扱いを行ったことにより 引受会社等から受入れる手数料であります。一般的に、募集等申込日に販売等の義務を充足した として、当該一時点で収益を認識し、受益証券等で売買形式による場合は委託手数料に準じて収 益を認識しております。

その他受入手数料に含まれる投資信託の運用、管理により生じる代行手数料は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合を日々収益として認識しております。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

〔貸借対照表等に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額

5,353 千円

2. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度 末 の 株 式 数
普通株式	295,000 株			295, 000 株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度
				末
普通株式	14,500 株	_	_	14,500 株

- 3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額 該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報は「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕 5. 収益及 び費用の計上基準」に記載のとおりです。

監査報告書

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通 を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所 において業務を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株 主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する事業報告の記載内容及び不正の行為または法令若しくは定款 に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年5月24日 三晃証券株式会社 監査役 森本 敏喜

元 記 記 記 記 記